

【照会】

○年収300万円（単身者）における、国保（東京・新宿区）、協会けんぽ（東京）の介護保険料額（2号保険料額）。

【回答】

●国保（東京・新宿区）の介護保険料額（2号保険料額）については、
○新宿区HPの「保険料率の計算方法」に沿って、「令和5年度 所得割：基礎算定額*1.75%、均等割：16,200円」、「単身世帯、給与所得のみ」として、厚労省で機械的に計算したところ、 $1,590,000 * 1.75\% + 16,200円 = \underline{\text{年額}44,025円}$ となります。

※新宿区HP (city.shinjuku.lg.jp/hoken/hoken01_001028.html)

※単身世帯、旧ただし書き所得（給与所得のみ）と仮定

$$\begin{aligned} \text{基礎算定額} &= 300\text{万円} - 98\text{万円} (\text{給与所得控除}) - 43\text{万円} (\text{基礎控除}) \\ &= 159\text{万円} \end{aligned}$$

●協会けんぽ（東京）の介護保険料額（2号保険料額）については、
○年収300万円（月収25万円）の方の場合、標準報酬20等級に該当するため、標準報酬月額26万となります。
○標準報酬月額26万円に令和5年度介護保険料率1.82%（全国一律）を乗じると介護保険料額は月額4,732円となり、事業主と折半するため、被保険者分は月額2,366円となります。